地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】の正誤

| 正 | 誤 |
| --- | --- |
| 2.　共通機能の要件の標準について  2.1.　申請管理機能  2.1.1.　申請管理機能とは  ［略］  2.1.2.　オンライン申請における各システムの役割  ［略］  2.1.3.　現行の申請管理機能を有するシステムの継続利用  令和４年度（2022年度）末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするため、地方公共団体においてシステム改修等の取組みが進められている。  この取組みとして、総務省が策定した「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和５年１月20日）（以下「申請管理システム標準仕様書（総務省）」という。）により構築された申請管理機能を有するシステム（以下「申請管理システム（総務省仕様準拠）」という。）については、標準化前の基幹業務システムの申請データ取り込みにおいて利用可能であるとともに、標準化後の基幹業務システム（標準準拠システム）においても、2.1.4.に示すインターフェースに従うことで申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能である。  なお、申請管理システム（総務省仕様準拠）を新規に構築する際も同様に2.1.4.に示すインターフェースに従った構築を行うことで、標準準拠システムと連携が可能である。  2.1.4.　標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて  ［略］  2.1.5.　申請管理に求められる機能  ［略］  2.1.6.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  2.1.7.　将来的なガバメントクラウド申請管理機能の提供  デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定）においては、「品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す」にあたり、情報連携の基盤となる公共サービスメッシュについては、「②手続時の入力を最小限化するためにあらかじめ申請内容をプレ表示したり、関連する手続などを推奨したりするプッシュ機能等を備えたプッシュ型サービスを実現するため、地方公共団体が保有する住民情報を当該住民向けプッシュ型サービスなどに活用する仕組み（略）等を包括的に実現し、利便性の高いデジタルサービス実現を更に推進」することとしている。  具体的には「手続時の入力を最小限にするためにあらかじめ申請内容をプレ表示する機能や、関連する手続などを推奨するプッシュ機能などの利用者目線のサービスをスマートフォンでも実現できるよう、ガバメントクラウド上で必要なモジュールを整備」し、「地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を見据えて、基幹業務システムとフロントサービスを提供する各機能とが、疎結合な形でAPI連携できるようにすることにより、円滑なデータ連携を可能とし、ユーザーニーズや技術動向の変化にも柔軟に対応できるようにする」こととしている。  そのため、デジタル庁において「令和４年度（2022 年度）に ガバメントクラウドで稼働するコンポーネントとしてプロトタイプ構築に着手し、令和５年度（2023年度）以降、地方公共団体の任意に応じて先行的に実証・活用できるように検討を進める」ものであり、マイナポータル等と標準準拠システムをつなぐための機能である申請管理機能についても、当面は令和７年をターゲットに、ガバメントクラウドにおいて標準準拠システムが利用できる申請管理機能（「ガバメントクラウド申請管理機能」という。）として、基本的な機能から、希望する地方公共団体が利用することが可能になるよう検討を進める。  基幹業務等の標準準拠システムは、「データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる」ものであり、標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースは本仕様に定めたものを踏まえる予定である。  標準準拠システムにおいては本仕様2.1.4.に定めるインターフェースを備えることで、標準準拠システムは追加の対応を原則行わずに、申請管理システム（総務省仕様準拠）及びガバメントクラウド申請管理機能のいずれを利用することも可能となる。  2.2.　庁内データ連携機能  2.2.1.　庁内データ連携機能とは  ［略］  2.2.2.　庁内データ連携機能の位置づけ  ［略］  2.2.3.　庁内データ連携機能に求められる機能  ［略］  ② ファイル連携  オブジェクトストレージ を利用しCSVファイル（区切り文字である「,」カンマで区切ったデータ形式のこと。）による連携を行う。  提供側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用して、オブジェクトストレージ上の所定の格納先にCSVファイルを格納する。  このとき、提供側業務システムが、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた「文字要件」に規定された文字で提供すること。  利用側業務システムは所定の格納先からオブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用し、データ通信の暗号化を行った上で、CSVファイルを取り込むことで、標準準拠システム間のデータ連携を実現する。  ただし、既存システムとの連携等、オブジェクトストレージを利用したファイル連携が困難な場合において、ファイルサーバを構築し、データ連携を行うことを許容する。この場合、提供側業務システムは、SFTP、SCP等によるデータ通信の暗号化を行った上で、ファイルサーバ上の所定の格納先にCSVファイルを格納し、利用側業務システムは所定の格納先からSFTP、SCP等によるデータ通信の暗号化を行った上で、CSVファイルを取り込むこととする。当該連携方法を選択する場合は、事業者間において調整すること。  オブジェクトストレージやファイルサーバ等、ファイル連携に関する詳細仕様は「別紙8\_ファイル連携に関する詳細技術仕様書」のとおりである。  オンプレミス環境同士の連携については、オブジェクトストレージを利用することは不要とする。  2.2.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  2.2.5.　RESTによる公開用API連携における認証認可について  ［略］  (3) クライアント認証方式  ① ［略］  ② 署名アルゴリズム  採用する認証方式：client\_secret\_jwt の標準規格に従い、対称鍵であるHS2565（ハッシュ関数としてSHA-256 を用いたHMAC）とする。  ③～⑤ ［略］  ［略］  5 参考) 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）  2.2.6.　並行稼働について  ［略］  2.3.　住登外者宛名番号管理機能  2.3.1.　住登外者宛名番号管理機能とは  ［略］  2.3.2.　住登外者宛名番号管理の業務フロー  ［略］  2.3.3.　住登外者宛名番号管理に求められる機能  ［略］  2.3.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  2.3.5.　住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方  ［略］  2.4.　団体内統合宛名機能  2.4.1.　団体内統合宛名機能とは  ［略］  2.4.2.　団体内統合宛名機能の位置付け  ［略］  2.4.3.　団体内統合宛名業務の業務フロー  (1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能  ［略］  ③ 団体内統合宛名番号付番依頼手続  宛名番号が付番された住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合は、地方公共団体は、団体内統合宛名番号の付番が必要となる標準準拠システム（以下「対象標準準拠システム」という。）において、団体内統合宛名番号の付番依頼の手続を行う。  ［略］  2.4.4.　団体内統合宛名機能に求められる機能  ［略］  2.4.5.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  2.4.6.　団体内統合宛名機能に係る既存データの考え方  ［略］  2.5.　EUC機能  2.5.1.　EUC機能とは  ［略］  2.5.2.　EUC機能の位置づけ  ［略］  2.5.3.　EUC機能に求められる機能  ［略］  2.5.4. 標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  2.6.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能  2.6.1.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能とは  ［略］  2.6.2.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能の位置づけ  ［略］  2.6.3.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能に求められる機能  ［略］  2.6.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  3.　共通機能の標準の運用について  3.1.　維持運用について  ［略］ | 2.　共通機能の要件の標準について  1.1.　申請管理機能  1.1.1.　申請管理機能とは  ［略］  1.1.2.　オンライン申請における各システムの役割  ［略］  1.1.3.　現行の申請管理機能を有するシステムの継続利用  令和４年度（2022年度）末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするため、地方公共団体においてシステム改修等の取組みが進められている。  この取組みとして、総務省が策定した「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和５年１月20日）（以下「申請管理システム標準仕様書（総務省）」という。）により構築された申請管理機能を有するシステム（以下「申請管理システム（総務省仕様準拠）」という。）については、標準化前の基幹業務システムの申請データ取り込みにおいて利用可能であるとともに、標準化後の基幹業務システム（標準準拠システム）においても、1.1.4に示すインターフェースに従うことで申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能である。  なお、申請管理システム（総務省仕様準拠）を新規に構築する際も同様に2.1.4に示すインターフェースに従った構築を行うことで、標準準拠システムと連携が可能である。  1.1.4.　標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて  ［略］  1.1.5.　申請管理に求められる機能  ［略］  1.1.6.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  1.1.7.　将来的なガバメントクラウド申請管理機能の提供  デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定）においては、「品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す」にあたり、情報連携の基盤となる公共サービスメッシュについては、「②手続時の入力を最小限化するためにあらかじめ申請内容をプレ表示したり、関連する手続などを推奨したりするプッシュ機能等を備えたプッシュ型サービスを実現するため、地方公共団体が保有する住民情報を当該住民向けプッシュ型サービスなどに活用する仕組み（略）等を包括的に実現し、利便性の高いデジタルサービス実現を更に推進」することとしている。  具体的には「手続時の入力を最小限にするためにあらかじめ申請内容をプレ表示する機能や、関連する手続などを推奨するプッシュ機能などの利用者目線のサービスをスマートフォンでも実現できるよう、ガバメントクラウド上で必要なモジュールを整備」し、「地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を見据えて、基幹業務システムとフロントサービスを提供する各機能とが、疎結合な形でAPI連携できるようにすることにより、円滑なデータ連携を可能とし、ユーザーニーズや技術動向の変化にも柔軟に対応できるようにする」こととしている。  そのため、デジタル庁において「令和４年度（2022 年度）に ガバメントクラウドで稼働するコンポーネントとしてプロトタイプ構築に着手し、令和５年度（2023年度）以降、地方公共団体の任意に応じて先行的に実証・活用できるように検討を進める」ものであり、マイナポータル等と標準準拠システムをつなぐための機能である申請管理機能についても、当面は令和７年をターゲットに、ガバメントクラウドにおいて標準準拠システムが利用できる申請管理機能（「ガバメントクラウド申請管理機能」という。）として、基本的な機能から、希望する地方公共団体が利用することが可能になるよう検討を進める。  基幹業務等の標準準拠システムは、「データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる」ものであり、標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースは本仕様に定めたものを踏まえる予定である。  標準準拠システムにおいては本仕様1.1.4に定めるインターフェースを備えることで、標準準拠システムは追加の対応を原則行わずに、申請管理システム（総務省仕様準拠）及びガバメントクラウド申請管理機能のいずれを利用することも可能となる。  1.2.　庁内データ連携機能  1.2.1.　庁内データ連携機能とは  ［略］  1.2.2.　庁内データ連携機能の位置づけ  ［略］  1.2.3.　庁内データ連携機能に求められる機能  ［略］  ② ファイル連携  オブジェクトストレージ を利用しCSVファイル（区切り文字である「,」カンマで区切ったデータ形式のこと。）による連携を行う。  提供側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用して、オブジェクトストレージ上の所定の格納先にCSVファイルを格納する。  このとき、提供側業務システムが、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた「文字要件」に規定された文字で提供すること。  利用側業務システムは所定の格納先からオブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用し、データ通信の暗号化を行った上で、CSVファイルを取り込むことで、標準準拠システム間のデータ連携を実現する。  ただし、既存システムとの連携等、オブジェクトストレージを利用したファイル連携が困難な場合において、ファイルサーバを構築し、データ連携を行うことを許容する。この場合、提供側業務システムは、SFTP、SCP等によるデータ通信の暗号化を行った上で、ファイルサーバ上の所定の格納先にCSVファイルを格納し、利用側業務システムは所定の格納先からSFTP、SCP等によるデータ通信の暗号化を行った上で、CSVファイルを取り込むこととする。当該連携方法を選択する場合は、事業者間において調整すること。  オブジェクトストレージやファイルサーバ等、ファイル連携に関する詳細仕様は「別紙8\_ファイル連携に関する詳細技術仕様」のとおりである。  オンプレミス環境同士の連携については、オブジェクトストレージを利用することは不要とする。  1.2.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  1.2.5.　RESTによる公開用API連携における認証認可について  ［略］  (3) クライアント認証方式  ① ［略］  ② 署名アルゴリズム  採用する認証方式：client\_secret\_jwt の標準規格に従い、対称鍵であるHS2565（ハッシュ関数としてSHA-256 を用いたHMAC）とする。  ③～⑤ ［略］  ［略］  5 参考) 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）  https://www.cryptrec.go.jp/list/cryptrec-ls-0001-2012r7.pdf  1.2.6.　並行稼働について  ［略］  1.3.　住登外者宛名番号管理機能  1.1.1.　住登外者宛名番号管理機能とは  ［略］  1.1.2.　住登外者宛名番号管理の業務フロー  ［略］  1.1.3.　住登外者宛名番号管理に求められる機能  ［略］  1.1.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  1.1.5.　住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方  ［略］  1.4.　団体内統合宛名機能  1.1.6.　団体内統合宛名機能とは  ［略］  1.1.7.　団体内統合宛名機能の位置付け  ［略］  1.1.8.　団体内統合宛名業務の業務フロー  (1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能  ［略］  ③ 団体内統合宛名番号付番依頼手続  宛名番号が付番された住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合は、地方公共団体は、団体内統合宛名番号の付番が必要となる標準準拠システム（以下2.4.3.において「対象標準準拠システム」という。）において、団体内統合宛名番号の付番依頼の手続を行う。  ［略］  1.1.9.　団体内統合宛名機能に求められる機能  ［略］  1.1.10.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  1.1.11.　団体内統合宛名機能に係る既存データの考え方  ［略］  1.5.　EUC機能  1.5.1.　EUC機能とは  ［略］  1.5.2.　EUC機能の位置づけ  ［略］  1.5.3.　EUC機能に求められる機能  ［略］  1.5.4. 標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  1.6.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能  1.6.1.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能とは  ［略］  1.6.2.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能の位置づけ  ［略］  1.6.3.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能に求められる機能  ［略］  1.6.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係  ［略］  3.　共通機能の標準の運用について  1.7.　維持運用について  ［略］ |

備考　［略］は本正誤においての省略を表す。